



## Covid-19 状況下の出入国の最新状況

新型コロナウイルス (Covid-19) の状況下で各国入国制限が設けられておりますが、ここにきて各国一部緩和の動きが見受けられます。

シンガポールでも就労ビザ (EP Pass: Employment Pass) で入国が認められるケースが増えてきておりますが、現状 (7月10日時点) におけるシンガポールの入国制限の状況をご紹介させていただければと思います。

### 新規でシンガポールで勤務を行う場合の制限

現時点でシンガポールにおける長期ビザ保有者の入国は一部緩和されておりますが、入国後は Stay-Home Notice (SHN) に伴い、労働省 (MoM: Ministry of Manpower) の指定施設への14日間の滞在が義務付けられております。なお、費用は1人当たり SGD 2,000 (GST 含む) のシングルルームですが、もし事前に申請し承認された場合、家族との同室も可能です。

日本を含む、オーストラリア、ブルネイ、香港、マカオ、中国、ニュージーランド、韓国、台湾、ベトナムからの、EP 保有者とその帯同家族 (DP 保有者) を含む、長期ビザ保有者の入国時は14日間の SHN 期間は家族のみが居住する自宅での待機も可能となっておりますので、駐在員のご家族が後から入国される場合は、シンガポールの自宅での待機が可能となります。

なお、MoM は入国許可の優先度について正式な見解は出していないため、優先される要件は特にありませんが、実際に入国が認められたケースから見る傾向は下記の通りです。

- ・子供を帯同している方
- ・出国元からシンガポールへ飛んでいる飛行機の便数が少ない場合 (日本からの便数は多いため、この点では不利になるものと思われます)
- ・シンガポール政府関係の業務を行う場合

また、拒否される場合の傾向は特にありませんが、昨今の情勢より各企業は赴任者派遣をより一層厳選している傾向があるものと思われます。

日本からシンガポールへ入国する場合は自宅待機でも可能となっておりますが、指定の施設で待機する場合の費用は個人でなく雇用主である法人が費用負担を義務付けられております。

入国時、入国後における要件は下記の通りです。

### 入国時

- ・指定の申請用紙 (LoC : Letter of Consent) をシンガポール入国の2週間以内に Web 上で提出する
- ・承認可否の結果は email で受領します、正午 (12時) までに提出した場合は当日午後、午後に出した場合は翌日午前中に申請結果を MoM より受領します。
- ・MoM からの承認を受領する前にフライトをしてはいけない
- ・入国3日前にシンガポールの到着カード (SG Arrival Card) の電子申告で健康状況の申告が必要となります。到着する3日前までに提出が必要で、Covid-19 に関連した病院への往診、健康状態や旅行履歴に変更がある場合は、シンガポールに到着する前に申告を更新して再提出するように通知されます。

## 入国後

- ・入国後14日の自主隔離 (SHN)
- ・空港から自主隔離のホテル・自宅まで寄り道せず直接行くこと (移動手段については特に明記されていません)
- ・PCR 検査費用と14日間の SHN の費用は法人が負担すること
- ・WhatsApp をダウンロードして、MoM と電話もしくはテレビ電話での定期的な通話を求められる、SHN 期間は MoM からの連絡後1時間以内に返事をしなければいけない
- ・入国日から2、3日以内に MoM からショートメールがくるので、体温を1日3回測定し記録するアプリ (Homer App) をダウンロードする必要がある
- ・自宅での SHN 中は会社が責任をもって、日用品及び食べ物の配達の実施を行うこと
- ・Covid-19 の PCR 検査については指示に従い指定の時間に受けること、終わったらすぐに帰宅すること

上記に違反があった場合のペナルティーは、雇用主も本人も家族も含め対象となります

## シンガポール居住者が日本へ一時帰国する場合の制限

シンガポール在住の EP 保有者が日本へ一時帰国する場合の状況についてですが、シンガポールからの出国自体は認められておりますが、問題は再入国ができるかという点と、日本帰国後・シンガポール再入国後の自主隔離期間について現時点のアップデートをお知らせします。

まず始めに、外国籍従業員が2020年3月27日以降に出国した / する場合、再入国時の優先度が下げられてしまい、Covid-19 の治療費用は会社負担となりますのでご注意ください。(3月27日以後に出国していない場合は原則シンガポール政府が費用を負担します)

### (1) シンガポール出国前

雇用主が DP を保有している家族分も含め、指定のフォーム (Request form) を提出する必要があります。

また下記を満たすことが必要となります。

- ・MoM が連絡可能となるシンガポールの携帯番号を出国者が持っていること
- ・シンガポール帰国後に SHN の場所を確保していること

### (2) 日本入国後

日本到着後、検疫時に PCR 検査を行い、その後結果がでるまでホテルで待機となりますが、日本国内に住所・居所を保有している場合は移動が可能となります。その際は、公共交通機関は使用禁止されているため自家用車もしくはレンタカーでの移動が必要となります。

Covid-19 は指定伝染病となるため、PCR 検査費用は日本国の負担となります。

帰国後 14 日間は待機期間となりますが、シンガポールとは異なり罰則の規定はなく、雇用主の義務についても特段ありません。しかし、自主隔離期間の違反があった場合のレピュテーションリスクを考慮し、赴任者やその家族の 14 日間のサポートについては、法人が指針を示す必要があるかと思われれます。

日本入国については、外国籍であっても、再入国許可により出国した場合、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者がいる場合、また人道上の理由がある場合については、再入国は許可されております。

**(3) シンガポール再入国後**

入国時入国後の要件は、新規でシンガポールで勤務を行う場合の制限と同様です。

なお、下記の通り、会社の命による出張時は従業員に SHN と Covid-19 の PCR 検査費用を負担させることはできません。

外国籍従業員の状況	出国理由	コスト負担者
既存の EP 保有者	業務上の出国	会社が SHN と Covid-19 テストの費用を全額負担する必要がある
	プライベートな出国事由	会社と個人が話し合いをして負担者を決めることが可能
新規 EP もしくは IPA(in-principle approvals) 保有者	新規赴任	EP 保持者については、会社が SHN と Covid-19 テストの費用を全額負担する必要がある

**おわりに**

更新頻度が非常に高い領域なため、常に最新情報をアップデートする仕組みを構築し、出向元・出向先の間での連携が必要となります。また、税務面への影響もあるため、実務上の取り扱いについては、税務・イミグレーションの実例を多く保有する専門家への照会が必要と思われます。

弊社は、イミグレーションサービスを含め、皆様のお役に立てる情報発信を継続してまいります。本記事が皆さまの課題解決に少しでもお役立ちできれば幸いです。(デロイト シンガポール グローバルモビリティ担当 シニアマネジャー 木谷 聡 sokitani@deloitte.com)

**マレーシア SMRT、人事システム会社をシンガポール企業に売却=506万リンギ**

【クアラルンプール時事】マレーシアで教育事業を手掛ける SMRT ホールディングスは14日、55%出資するタレントズ社とその完全子会社のフォルツィアテックを、シンガポールの人事システム会社ペイアジアに165万シンガポールドル(506万リンギ)で売却することで合意した。15日付のマレーシア紙サン(13面)が報じた。

タレントズ社とフォルツィアテック社はクラウドベースの人事管理システム「タレントズ」を運営している。買収が完了するとタレントズ社の事業は終了する予定だ。(時事)

**《経済》****訪日シンガポール人、上半期は前年比74%減=JNTO**

【シンガポール時事】日本政府観光局(JNTO)が15日発表した2020年上半期(1~6月)の訪日外国人数(推計値)によると、シンガポール人は5万4790人にとどまり、前年同期に比べ74.4%急減した。新型コロナウイルス流行に伴う出入国制限に伴い、4~6月はそれぞれ10人未満に低迷した。

JNTOは現状について「シンガポールにおいては、日本への直行便は7月も大幅な運休・減便となっているものの、6月8日からは中国の指定都市から一部公用・商用旅行での入国も可能となっており、日本を含む一部の国に対しても同様の措置の導入が検討されている」と往来再開に期待を寄せた。

20年上半期の訪日外国人数は全体では、76.3%減の394万7000人だった。上半期としては東日本大震災の余波が広がった11年以來9年ぶりの少なさとなった。6月は前年同月比99.9%減の2600人だった。